

別表 3

産業廃棄物の種類コード表

種 類	コード	種 類	コード
燃え殻	0 1	動植物系固形不要物	1 1
汚泥	0 2	ゴムくず	1 2
廃油	0 3	金属くず	1 3
廃酸	0 4	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1 4
廃アルカリ	0 5	銲さい	1 5
廃プラスチック類	0 6	がれき類	1 6
紙くず	0 7	動物のふん尿	1 7
木くず	0 8	動物の死体	1 8
繊維くず	0 9	ばいじん	1 9
動植物性残さ	1 0	政令第十三号廃棄物	2 0

種 類	コード	説 明	等	
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	廃油（燃焼しやすいもの）	B 1	揮発油類、灯油類、軽油類	
	廃酸（腐食性）	B 2	pH 2. 0以下	
	廃アルカリ（腐食性）	B 3	pH 1 2. 5以上	
	感染性産業廃棄物	B 4	医療機関等から排出される血液、使用済み注射針等の感染性病原体を含む又はおそれのある産業廃棄物	
	特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB等	C 1	廃PCB及びPCBを含む廃油
		PCB汚染物	C 2	紙くず、金属くず、廃プラスチック類に付着等
		PCB処理物	C 3	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
	指定下水道汚泥等	D 1	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、ヒ素、シアン、PCB、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類	
	銲さい	D 2	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類	
	廃石綿等	D 3	石綿建材除去事業、保温材、石綿等付着物	
ばいじん	D 4	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類		
燃え殻	D 5	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、ヒ素、シアン、PCB、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサン		
廃油（廃溶剤）	D 6	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、ヒ素、シアン、PCB、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサン		
汚泥	D 7	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、ヒ素、シアン、PCB、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類		
廃酸	D 8	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、ヒ素、シアン、PCB、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類		
廃アルカリ	D 9	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、ヒ素、シアン、PCB、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類		
廃水銀等	E 1	特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物から回収した廃水銀		